

走行距離数に関する不当表示を行った販売店2社 に対し、「嚴重警告」及び「違約金」の措置

- 株式会社オートプラザウチ（福岡県）
- 株式会社ワースワイル（東京都）

当協議会は、上記2社が行った規約違反に対し、2021年3月30日付で「嚴重警告」及び「違約金」の措置を採りました。

今回の措置は、過去に2回実施した「中古バイクの走行距離表示に関する実態調査※」（2017年度、2018年度実施）において規約違反が認められ、度重なる改善指導を行ったにもかかわらず、それに従わず、2020年度に実施した第3回の調査において、再度（3回連続）規約違反が認められたことから、規約違反措置基準に基づき、「嚴重警告」及び「違約金」を課すとともに、措置の内容を公表したものです。

会員各社におかれましては、同様の規約違反を行うことのないよう、規約に基づく適正な走行距離表示を行ってください。

なお、第4回の調査を2021年度内に実施する予定です。

※「中古バイクの走行距離表示に関する実態調査」について

走行距離数の表示適正化を図るため、2016年10月に、中古バイク情報誌及びオークションにおける走行距離数の表示を公正競争規約に則った内容に統一したことから、オークションを流通した車両の走行距離が小売りの際に適正に表示されているか等、表示状況の実態把握を目的として当協議会が2017年度より定期的に実施しています。2020年度は第3回となる調査を実施しました。

◎2020年度の調査結果概要

	対象店数	台数	対応等
会 員	39 社 〔内、再違反4社 再々違反2社〕	合計 52 台	全店に改善指導を実施 →再違反4社は『嚴重警告』の措置 →再々違反2社は『嚴重警告』及び『違約金』の措置
非会員	2 社	合計 12 台	消費者庁に景品表示法に基づく措置を要請

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 二輪車業務部まで

TEL 03-5511-2113

FAX 03-5511-2114

1. 「嚴重警告・違約金」の内容及び規約違反の概要

措置の内容

下記の販売店2社が、一般消費者に販売する目的で中古バイク情報ウェブサイトに掲載した中古バイクの走行距離数の表示が、二輪車規約第17条第3号の「走行距離数について、実際のものよりも少ないと一般消費者に誤認されるおそれのある表示」に該当し、同条の規定（不当表示の禁止）に違反したことから、『嚴重警告』の措置を採るとともに、『違約金』を課した。

1) (株)オートプラザウチ

住所 福岡県北九州市戸畑区福柳木2-1-7

代表取締役 池内 修一

規約違反の概要

中古バイク情報ウェブサイト「Webike」及び「グーバイク」に広告掲載した別表1記載の2台の中古バイクの走行距離数について、以下のとおり、実際のものよりも過少に表示した。

- 走行メーター表示値よりも少ない走行距離数を表示 1台 【内容1】
- 走行距離減算車であるにもかかわらず、走行メーター交換歴車として表示 1台 【内容2-②】

2) 株式会社ワースワイル

住所 東京都江戸川区東葛西4-2-10

代表取締役 岡本 章弘

規約違反の概要

中古バイク情報ウェブサイト「Webike」及び「グーバイク」に広告掲載した別表2記載の3台の中古バイクの走行距離数について、以下のとおり、実際のものよりも過少に表示した。

- 走行距離減算車であるにもかかわらず、実走行距離数として表示 1台 【内容2-①】
- 走行距離減算車であるにもかかわらず、走行メーター交換歴車として表示 2台 【内容2-②】

2. 規約違反行為の内容と表示例

【内容1】 走行メーター表示値（実際の走行距離数）よりも少ない走行距離数を表示

【オークション出品票】

走行距離
25,000km

実走行車を落札・仕入れ

【メーター表示値】



【広告】

メーター表示値より少ないキロ数を表示

走行距離数 15,000km

【内容2】 走行距離減算車について、実走行距離車や走行メーター交換歴車として表示

【オークション出品票】

走行距離
* 10,000km

減算車を落札・仕入れ

【メーター表示値】



【広告】

①メーター表示値を実走行距離数として表示

走行距離数 10,000 km

②交換歴車として表示

走行距離数 交換歴車 km
(交換前0km、交換後10,000 km)

別表1 株式会社オートプラザウチの関係車両

No.	メーカー・車名	型式・車台番号
1	スズキ レッツ	CA4AA-164378
2	ホンダ CB400SF	NC42-1101285

別表2 株式会社ワースワイルの関係車両

No.	メーカー・車名	型式・車台番号
1	ホンダ ワルキューレ	SC34-1015166
2	ヤマハ SR400	1JR-275584
3	スズキ GSX-R1100	GU74A-101579

●バイクオークションで仕入れた車両の走行距離数を表示する際の注意点

バイクオークションに出品されている車両は、二輪走行距離管理システムでチェックされ、「実走行距離以外の車両」については、出品票等に、以下のマークが記載されています。

店頭展示車や広告に走行距離数を表示する際は、マークの記載を十分に確認した上で、規約に基づく表示を行ってください。

なお、走行距離数に関する不当表示が認められた場合は、故意・過失にかかわらず、二輪車公正競争規約や景品表示法上問題となるだけでなく、民法や消費者契約法等に基づき、購入者から契約解除等を求められる可能性もありますので、十分に注意が必要です。

出品票等に 記載されるマーク	「*」マーク = 「 <u>走行距離減算車</u> 」であることを示しています。
【規約に基づく表示方法】「改ざんされている」旨（「減算車」等）を表示します ※キロ数を表示することはできません	
店頭・広告の 表示例	●走行距離数 減 算 車 km()

出品票等に 記載されるマーク	「\$」マーク = 「 <u>走行メーター交換歴車</u> 」であることを示しています。
【規約に基づく表示方法】「走行メーターが交換されている」旨及び交換前後の走行距離数 を表示します	
店頭・広告の 表示例	●走行距離数 交 換 歴 車 km(<u>交換前10,000km 交換後5,000km</u>)
※10,000 km時に新品メーターに交換し、交換後、5,000 km走行している車両の例。 プライスカードや広告には、前・後を加算すると総走行距離数となるように表示します。	

出品票等に 記載されるマーク	「？」マーク = 「 <u>走行距離疑義車</u> 」であることを示しています。
【規約に基づく表示方法】「? 不明」と表示します	
店頭・広告の 表示例	●走行距離数 ? km(不 明)

●カスタム等により、メーターが交換されているバイクについての注意点

- 走行メーター交換時の記録（走行メーター交換記録シールや点検整備記録簿等の帳票類）により交換時の状況が確認できる場合は、「走行メーター交換歴車」として表示します。
- 一方、走行メーター交換時の記録が残っていない場合は、走行メーターに表示されている走行距離数は実際の走行距離数とは異なりますので、「走行距離減算車」として表示する必要があります。